

可児市開発行為等許可申請手数料納付済確認書								
納付者	住 所			開発 面積 敷地	㎡			
	氏 名							
開発行為地 (建築行為地)				納 金 付 額	円			
条 文	内 容	面 積	金 額	領収済納付書写し貼付欄				
都市計画法 第29条第1項	自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]					
		0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]					
		0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]					
		0.6ha以上 1 ha未満	86,000 (120,000) [260,000]					
		1 ha以上 3 ha未満	130,000 (200,000) [390,000]					
		3 ha以上 6 ha未満	170,000 (270,000) [510,000]					
		6 ha以上 10ha未満	220,000 (340,000) [660,000]					
		10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]					
		設計変更				上記の1/10		
		区域編入	0.1ha未満			編入区域の面積 に応じて上記の 額。ただし、上 記未満の面積は 次の額 8,600 (13,000) [86,000]		
その他		10,000						
第41条第2項								
第42条第1項			26,000					
第45条	自己居住用		1,700	領収書確認者氏名 氏名 印				
	自己業務用	1 ha未満	1,700					
		1 ha以上	2,700					
非自己用		17,000						
許可等の証明	上記の許可等を受 けた旨の証明	1 通につき	350					
第47条第4項	開発登録簿の写	1 通につき	470					
都市計画法施行規則第60条	適合証明書交付 申 請	1 通につき	1,800					

1 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるは、87万円とする。

2 ※欄は、記入しないで下さい。